

緊急時等における対応方法

対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に体調の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ・保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますのでご了承ください。 	
救急・消防	管轄	日立消防署
	所在地	日立市神峰町2-4-1
	連絡先	0294-24-0119
警察	管轄	日立警察署
	所在地	日立市本宮町4-17-1
	連絡先	0294-22-0110
嘱託医	管轄	福島クリニック
	所在地	日立市十王町友部東2-5-5
	連絡先	0294-39-6800
嘱託歯科医	管轄	佐藤歯科医院
	所在地	日立市旭町2-2-1
	連絡先	0294-22-6480

非常災害対策

防犯設備	非常通報装置、警備保障（SECOM）
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、排煙装置、消火器
消防計画 届出年月日	北部消防署 2023年4月17日 届出済
防火管理者	副園長 榎村直紀
定期訓練	避難訓練、総合防災訓練 消火訓練：毎月1回以上実施 通報訓練：毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等に引き渡すまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否情報メール	災害時において、安否情報を園からお知らせするためにメール配信を行っています。 安否情報は、災害時に園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら送信します。 災害発生時のメール送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。

虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

(関係法令) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

虐待には、次の4つがあります。(児童虐待防止法に規定)

- ・身体的虐待・・・殴る。蹴る。突き飛ばす。たばこの火などを押し付ける。熱湯をかける。首を絞める。戸外に締め出す。閉じ込める。縛り付ける。など
- ・心理的虐待・・・ひどい言葉を浴びせる。罵倒する。脅す。無視する。きょうだいと差別する。配偶者に対する暴力や暴言。きょうだいに対する虐待。など
こどものいる家庭においてDVが行われた場合、こどもは著しい精神的負担を重ねることになるため、こどもが目撃するか否かにかかわらず、心理的虐待として対応する。
- ・性的虐待・・・性交。性的行為。性器や性行為を見せる。ポルノ写真を撮る。入浴やトイレを覗く。など
- ・ネグレクト・・・遺棄。置き去り。食事を与えない。衣服を長期間不潔なままにする。病気でも受診させない。登園、登校させない。同居者等が虐待を行っていることを放置する。など

園の利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始	日立市の利用調整結果に基づいて、保育の必要性の認定内容等を確認し決定します
利用の終了	保育の必要性の認定等に関する条例施行規則第8条に基づき、保育の実施事業の理由が消滅した場合や、保護者から入所辞退または退所の届け出があった場合等には利用を終了します。 月の初日現在において保育の実施等がされ月の途中で保育の実施等を解除された方については、当月分全額の費用を徴収します。